

平成24年2月
東京税関業務部

関係各位

海上貨物を対象とするAEO通関業者に係る申告官署の選択制
の具体的取扱いについて

AEO通関業者に係る申告官署の選択制（海上）（以下、「選択制」という。）の事務手続等について、下記のとおりお知らせいたします。

なお、不明な点は業務部通関総括第1部門等（10. 問い合わせ先）へご確認ください。

記

1. 対象官署

本関、芝浦出張所及び大井出張所

2. 対象貨物

選択制の対象官署の管轄区域内に蔵置されている貨物（海上貨物に限る。）が対象となります。ただし、ワシントン条約対象貨物（輸入貨物に限る。）は対象外です。

3. 対象手続

選択制の対象とする手続は、以下の手続です。

- 輸出申告（積戻し申告を含む）及び輸入（納税）申告
- 輸入許可前貨物引取り承認申請
- 蔵入承認申請・蔵出輸入申告、移入承認申請・移出輸入申告、総保入承認申請・総保出輸入申告
- 輸入（引取）申告・特例申告
- 特定輸出申告・特定委託輸出申告
- 予備申告
- 輸出申告等に併せて申請される保税運送承認申請
- 本船扱い承認申請、ふ中扱い承認申請
- 修正申告・更正の請求
- その他、これらに類する手続・付随する手続（開庁時間外の事務の執行を求める届出、納期限延長承認申請等）

4. 選択制の利用開始、選択官署の変更又は利用取止に係る取扱い

(1) 申告官署の選択に係る申出は、原則として、毎年3月にAEO通関業者の営業所ごとに、営業所の所在地を管轄する税関の本関（業務部通関総括第1部門）へ「申告官署の選択の申出書（新規・変更・取止）」（別紙様式1）を提出することにより行ってください。

当該申出を行うことにより、原則として、その年の7月から選択制を利用することができます。

(2) 申出書が提出された場合は、提出された申出書を審査したうえで、「申告官署の指定通知書（新規・変更・取止）」（別紙様式2）を税関から交付します。

5. AEO通関業者の認定が失効した場合の取扱い

選択制を利用しているAEO通関業者について、関税法第79条の4第1項「認定の失効」の規定によりAEO通関業者の認定が失効した場合は、申告官署の指定を取り消し、選択制の利用を停止します。

その場合、「申告官署の指定取消通知書」（別紙様式3）により申告官署の指定の取消し及び選択制の利用停止日を通知します。

6. 検査の実施等について

検査部門の検査については、従来どおり、コンテナ検査センター等において実施します。また、関税分類、他法令の該非の確認等のために通関部門で行う貨物確認については、従来どおり、申告先官署において税関検査場等で実施します。検査・貨物確認の実施に係る調整は、申告先官署の関係部門と行ってください。

7. 開庁時間外における取扱い

開庁時間外の実施は従来どおりとなります。開庁時間外に本関以外の選択先官署（芝浦出張所又は大井出張所）で審査等の事務の執行を求める場合には、「開庁時間外の実務の執行を求める届出書」を当該官署へ提出してください。

8. 保税関係業務について

保税運送申告関連業務を含め、保税関係業務は本制度の対象外です。内容点検通報等の連絡については、従来どおり蔵置場を管轄する官署の保税部門へお願いします。なお、緊急の場合は、本関特別通関部門（03-3599-6645）へ連絡をお願いします。

9. 移行期の取扱い

(1) 申告官署を選択する前に行った輸出申告及び輸入（納税）申告等（予備申告を含む）については、以下のとおり取り扱います。

① 申告官署を選択する前に行った輸出申告及び輸入（納税）申告等は、当初の申告を受理した税関官署で引き続き処理するものとする。

② 申告官署を選択する前に行った手続に関連して行われる事後の手続（例えば、国内に引き取った特例輸入申告貨物について行う特例申告、輸入申告に係る修正申告・更正請求、輸入許可前引取承認申請（BP）後に行うIBP、船名数量変更）は、当初の手続を行った税関官署に対して行うものとする。

③ 申告官署を選択する前に行った手続のうち、蔵入承認、移入承認等の後に行う輸入申告を申告官署を選択した後に行う場合は、選択した税関官署に対して行うものとする。

- (2) 選択した税関官署に対する手続に関連して、納期限延長や輸入許可前引取承認等による担保の提供について、官署別据置担保又は個別担保を使用する場合、選択官署で使用できる担保が新たに必要となる場合がありますのでご留意願います。

10. 問い合わせ先

東京税関業務部通関総括第1部門	03-3599-6337
東京税関業務部総括認定事業者管理官	03-3599-6462
芝浦出張所通関総括部門	03-3455-4542
大井出張所通関総括第1部門（輸入）	03-3790-6812
大井出張所通関総括第4部門（輸出）	03-3790-6816

以上

(別紙様式1)

申出番号

平成 年 月 日

申告官署の選択の申出書 (新規・変更・取止)

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名又は名称

印

下記営業所について、申告官署の選択の申出 (新規・変更・取止) を行います。

記

営業所名

所在地

責任者氏名

担当者名

電話番号

1. 認定番号及び認定税関

(1) 認定番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(2) 認定税関

--

2. 営業所の利用者コード

①

③

②

④

3. 申告希望官署

官 署 名	官署コード	選択欄

(注) 1. 「営業所の利用者コード」欄は、1の営業所で利用者コードを複数取得している場合には、全ての利用者コードを記載してください。

2. 「申告希望官署」欄は、申告官署として選択したい官署の「選択欄」に「○」を記載してください。

(別紙様式2)

指定番号

平成 年 月 日

申告官署の指定通知書（新規・変更・取止）

殿

税 関 長

⑩

平成 年 月 日付申告官署の選択の申出（新規・変更・取止）につ
いて、下記のとおり 申告官署を指定し ますので通知します。
利用を取り止め

記

1. 営業所の名称、所在地
2. 申告官署
3. 申告官署の選択制の利用開始（取止）日
平成 年 月 日

(別紙様式3)

平成 年 月 日

申告官署の指定取消通知書

殿

税 関 長

①

平成 年 月 日付指定番号 号により指定した申告官署
について、下記の理由により取り消し、平成 年 月 日から申告官署
の選択制の利用を停止しますので、通知します。

記

1. 営業所の名所、所在地

2. 理由

関税法第79条の4第1項《認定の失効》の規定により認定通関業者の認定が失効したため